

豊田市健康づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、健康づくり部会等が行う健康づくり推進事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり部会等 健康づくりを推進するために地区コミュニティ会議内に設置された健康づくり部会又は部会名に健康の名称を含む部会若しくは委員会をいう。
- (2) きらきらウエルネス地域推進事業 地域の健康関連データを中学校区ごとにまとめた地域健康カルテをもとに、その地域の特性に応じた健康づくりを地域住民との共働により推進する事業をいう。
- (3) 健康づくり事業計画 地域の関係団体及び地域住民との健康づくり意見交換会等で出された意見をもとに、健康づくり部会等が主体となって作成した事業計画をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、健康づくり部会等が実施するきらきらウエルネス地域推進事業を始めとした健康づくり推進事業に要する費用の一部を補助することにより、コミュニティ活動の活性化及び健康づくりに取り組む地域住民の増加を図り、もって地域全体の健康水準の向上に資することを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、健康づくり部会等を有する地区コミュニティ会議とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、健康づくり部会等が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 健康づくりの推進を周知・啓発するための各種講座、研修会等
- (2) 健康づくりの促進・拡大を図るためのウォーキング、健康体操等の事業
- (3) 健康づくり事業計画に位置付けられている事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要と認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。

- (1) 豊田市若しくは豊田市の外郭団体又は他の公的機関からの補助金等を受けている事業
- (2) 補助金の交付の目的に合致しない事業

(3) その他市長が補助対象事業として適当でないと認めた事業
(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に別表第2に定める補助率を乗じて得た額以内の額とし、当該算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は1年度につき10万円を限度とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、健康づくり推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の掲げる書類を添付し、補助対象事業に着手する日の20日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 年間活動計画書(様式第2号)

(2) 予算書(様式第3号)

(3) コミュニティ会議の規約、予算書及び前年度決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、健康づくり推進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めたときは、条件を付することができる。

4 市長は、補助金の交付を不相当と認めたときは、不交付の決定をし、健康づくり推進事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知しなければならない。

5 第2項及び第4項の通知は、補助金の交付の申請があった日から起算して30日以内に行わなければならない。

(計画変更)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の計画変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、直ちに健康づくり推進事業計画変更(廃止・中止)承認申請書(様式第6号。以下「変更承認申請書」という。)に次の掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 活動変更計画書(様式第7号。活動内容に変更がある場合に限る。)

(2) 変更予算書(様式第8号。予算に変更がある場合に限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第9条第2項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第11条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、健康づくり推進事業補助金変更決定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了(廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。)したときは、完了等の日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、健康づくり推進事業実績報告書(様式第10号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第11号)

(2) 年間活動報告書(様式第12号)

(3) 補助対象事業に係る領収書の写し

(4) 活動の様子を撮影した写真

(5) 備品(豊田市物品管理規則(平成4年規則第31号)第3条第1項に規定する備品をいい、備品か否かの判断ができないものについては、取得金額が2万円(消費税を含む。)を超えるものを備品とみなす。以下同じ。)の写真(備品を購入した場合に限り、備品ラベルが写っているもの)

(6) 健康づくり推進事業備品台帳(様式第13号)の写し(備品を購入した場合に限る。)

(額の確定及び交付)

第13条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、健康づくり推進事業補助金確定通知書(様式第14号)により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助対象事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。

3 補助事業者は、前項に規定する概算払を受けようとするときは、健康づくり推進事業補助金概算払申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(備品の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了等した後も、当該補助対象事業により取得した備品を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間又はそれに準ずると認められる期間を経過する前に備品を処分しようとするときは、あらかじめ、健康づくり推進事業補助金に係る備品処分承

認申請書（様式第16号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請のあった備品処分を承認したときは、健康づくり推進事業補助金に係る備品処分承認通知書（様式第17号）により、補助事業者に通知しなければならない。

4 市長は、前項の承認を受けた補助事業者が当該備品処分によって収入を得たときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

（1）この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件に違反したとき。

（2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。

（3）補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

（4）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

（5）その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第6条関係）

補助対象経費

項目	補助対象経費
報償費	講演等に対する謝礼（講師謝礼、出演料及び講師の旅費のみとし、講師1人につき1回5万円（旅費を除く。）を限度とする。）
消耗品費	使用することで消費してしまうもの、使用することで劣化しやすいもの、長期間の保存に耐えないもの等を購入するための経費
食糧費	飲食物を購入するための経費（ウオーキング等の健康づくり事業実施時の飲物代のみとし、参加者数×90円×1回を限度とする。）
印刷製本費	チラシ、リーフレット等を作成するための経費（無料で配布する印刷物の場合は、1部単価100円/部（消費税を含む。）を限度とする。）
修繕料	備品の修繕及び部品の取替えのための経費
賄材料費	健康づくりをテーマとした減塩、野菜350g等の周知・啓発を図ることを目的として、調理を必要とする食材等を購入するための経費（団体の構成員のみが食べるための経費を除く。）
通信運搬費	郵便料金及び物品等の運搬に係る経費
手数料	サービスの提供に係る経費
筆耕翻訳料	通訳及び翻訳に係る経費
保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険等の経費（事業のために必要な最小限の保険料とする。）
使用料	機械等の借上料及び施設、物品等を使用するための経費（バス借上料については、年間3万円×1回限りとする。）
備品購入費	備品（ビデオ・DVD等の健康教材及び血圧計、体組成計、体脂肪計等の健康機材）を購入するための経費

別表第2（第7条関係）

補助率

申請年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目以降
補助率	10/10	9/10	8/10	7/10	5/10

注意 申請年度は通算するものとする。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) 所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ (印)

年度 健康づくり推進事業補助金交付申請書

年度において健康づくり推進事業を実施したいので、豊田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業名						
補 助 金 交 付 申 請 額	金 円					
	申請年度	<input type="checkbox"/> 1 年目	<input type="checkbox"/> 2 年目	<input type="checkbox"/> 3 年目	<input type="checkbox"/> 4 年目	<input type="checkbox"/> 5 年目 以降
	補 助 率	10 / 10	9 / 10	8 / 10	7 / 10	5 / 10
補助事業の 目 的	_____ _____ _____					
補助事業の 内 容	_____ _____ _____					

- 記入上の注意 □のところは、該当するものにレ印を付してください。
- 添付種類 1 年間活動計画書
 2 予算書
 3 コミュニティ会議の規約、予算書及び前年度決算書
 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

年度 年間活動計画書

コミュニティ会議の名称	
-------------	--

月	活 動 の 内 容	活動場所・人数等
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

注意 健康づくり推進事業に係る活動計画を記載してください。

予 算 書

コミュニティ会議の名称	
-------------	--

1 収入の部

単位：円

	項 目	金 額	備 考
	市補助金		
	団体負担金		
そ の 他			
	合 計		

2 支出の部

単位：円

	項 目	事業費	事業費のうち 補助金額	内 訳	備 考
	合 計				

様式第4号（第9条関係）

（表）

豊 発第 号

（申請者）所在地
名称
代表者氏名 様

健康づくり推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度健康づくり推進事業補助金につきましては、豊田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長



補助事業名	
補助金の額	金 円
交付の条件	

- 注意 1 補助対象事業の実施に当たって法令等の許認可等が必要な場合は、必ず当該許認可を受けてください。
- 2 補助対象事業の計画を変更（廃止及び中止を含みます。）しようとする場合は、市長の承認を受けてください。
- 3 補助金の使途が不適切であると認めたときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

様式第5号（第9条関係）

豊 発第 号
年 月 日

（申請者）所在地
名称
代表者氏名

様

豊田市長



健康づくり推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度健康づくり推進事業補助金につきましては、豊田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第9条第4項の規定により不交付と決定しましたので、通知します。

補助事業名	
不交付とした理由	

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) 所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ ⑩

健康づくり推進事業計画変更（廃止・中止）承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました 年度健康づくり推進事業につきましては、次のとおり計画を変更（廃止・中止）したいので、豊田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により承認いただきたく、申請します。

補助事業名		
補助金申請額	変 更 前	金 円
	変 更 後	金 円
変更（廃止・中止）の理由		
計画変更の内容		

記入上の注意 廃止又は中止の場合は、「補助金申請額欄」及び「計画変更の内容欄」への記入は不要です。

- 添付書類
- 1 活動変更計画書（当初申請の記載内容に変更がない場合は省略可）
 - 2 変更予算書（当初申請の記載内容に変更がない場合は省略可）
 - 3 その他市長が必要と認める書類

活動変更計画書

コミュニティ会議の名称	
-------------	--

月	活 動 の 内 容	活動場所・人数等
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

注意 変更箇所・変更内容が分かるように記入してください。

様式第8号（第10条関係）

変 更 予 算 書

コミュニティ会議の名称	
-------------	--

1 収入の部

単位：円

項 目	金 額		備 考
	変更前	変更後	
市補助金			
団体負担金			
そ の 他			
合 計			

2 支出の部

単位：円

項 目	事業費		事業費のうち補助金額		備 考 (内 訳)
	変更前	変更後	変更前	変更後	
合 計					

様式第9号（第11条関係）

（表）

豊 発第 号
年 月 日

（申請者）所在地
名称
代表者氏名

様

豊田市長



健康づくり推進事業補助金変更決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知しました 年度
健康づくり推進事業補助金の交付決定につきましては、豊田市健康づくり推進
事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により次のとおり変更しましたので、
同要綱第11条の規定により通知します。

補 助 事 業 名		
補 助 金 の 額	変 更 前	金 円
	変 更 後	金 円
計 画 変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 条 件		

(裏)

変更予算査定書

コミュニティ会議の名称： _____

1 査定結果

単位：円

項目	事業費※		補助対象経費		補助金交付額		査定基準・理由
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計							

※申請書添付の予算書から転記

2 補助金交付の条件

3 その他の意見

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) 所在地 _____
 名 称 _____
 代表者氏名 _____ ⑩

健康づくり推進事業実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました 年度健康づくり推進事業補助金に係る事業が完了（廃止・中止）しましたので、豊田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業名	
事業の実績	_____

事業の効果	_____

- 添付書類
- 1 収支決算書
 - 2 年間活動報告書
 - 3 領収書の写し
 - 4 活動の様子を撮影した写真
 - 5 備品の写真（備品ラベルが写っているもの）
 - 6 健康づくり推進事業備品台帳の写し

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

収 支 決 算 書

コミュニティ会議の名称	
-------------	--

(1) 収入の部

単位：円

項 目		予 算 額	決 算 額	備 考
市補助金				
団体負担金				
その他				
合 計				

(2) 支出の部

単位：円

項 目	予 算 額		決 算 額		備 考
	事業費	うち補助金額	事業費	うち補助金額	
合 計					

様式第12号（第12条関係）

年間活動報告書

コミュニティ会議の名称	
-------------	--

月	活 動 の 内 容	活動場所・人数等
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

様式第13号（第12条関係）

健康づくり推進事業備品台帳

コミュニティ会議の名称	
-------------	--

(No.)

番号	備品名	メーカー名 ・型番号	購入年月日	購入業者名	購入金額 (円)	保管場所等
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(申請者)所在地
名称
代表者氏名 様

健康づくり推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました 年度健康づくり推進事業補助金につきましては、豊田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長



補助事業名	
補助金の額	金 円

※変更の内容（交付決定額から変更がある場合）

単位：円

区 分	変 更 前	変 更 後
補助対象経費		
補助金額		

様式第15号（第13条関係）

（表）

年 月 日

豊田市長 様

（申請者） 所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____ ㊞

健康づくり推進事業補助金概算払申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました 年度健康づくり推進事業補助金の概算払を受けたいので、豊田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 事 業 名		
補助金額	交付決定額	円
	交付済額	円
	概算払申請額	円
概算払を必要とする理由		一部の事業実施に当たり、自己資金が不足するため（必要経費分のみ概算払）
		自己資金がなく、概算払を受けなければ事業を実施することができないため（全額概算払）
		その他（ ）
補助事業の完了予定日		年 月 日

- 注意 1 概算払を必要とする理由欄は、該当するものに○印を付してください。
2 裏面に概算払申請額の内訳を記入してください。
3 この申請書には、市指定の請求書を添付してください。

様式第16号（第14条関係）

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) 所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____ ⑩

健康づくり推進事業補助金に係る備品処分承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました
年度健康づくり推進事業補助金により購入した備品を処分したいので、
豊田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次の
とおり申請します。

備 品 名	
当該備品を取得した 補助事業の名称	
取 得 年 月 日	年 月 日
取 得 価 格	円
処 分 方 法	
処 分 の 理 由	

様式第17号（第14条関係）

豊 発第 号
年 月 日

（申請者）所在地
名称
代表者氏名

様

豊田市長



健康づくり推進事業補助金に係る備品処分承認通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度健康づくり
推進事業補助金により購入した備品の処分につきましては、次のとおり承認し
ましたので、豊田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第14条第3項の規定
により通知します。

備 品 名	
承認の条件	